

交渉等情報（1）

令和5年6月14日

各所属長 様

行政管理課長

人員確保等交渉の結果等について

令和5年6月13日（火）に高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）と人員確保等に関する行政管理課長交渉を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 交渉における主な回答等

県職労の要求の内容	行政管理課長の主な回答等
<p>1 年度当初及び年度途中の欠員は速やかに補充し、欠員を生じさせないための対策や、産休・育休・病休等、長期休職者の代替要員確保に向けた具体策を講じること。 また、2024年度の新規採用職員数及び再任用職員数については、退職者の完全補充はもとより、県民福祉の向上や労働条件改善の観点を十分考慮し、決定すること。</p> <p>2 有資格者の採用を計画的に行うとともに、専門性や継続性、経験を必要とする業務に対して適材適所の人員配置を行うこと。また、その配置にあたっては、本人希望を尊重すること。</p> <p>4 年度当初に予定していなかった事業が発生する場合は、県職労及び分会に対して事前協議を行うとともに、業務量に見合った定数を確保すること。また、不要不急の既存事業の廃止および見直しを大胆に行うこと。</p>	<p>1、2、4について</p> <ul style="list-style-type: none">欠員は、基本的には、補充するとの従来の考え方に変わりはない。しかしながら、事情により補充ができず、結果として会計年度任用職員で対応せざるを得ない場合もある。技能職員の職場にあっては、その職場での見直しが可能な場合を除いて、会計年度任用職員による対応を行い、一定の時期には改めて検討を行う考えである。また、職員の採用に当たっては、業務運営に支障のない配置を行うことを基本とする中で、必要に応じて採用するという考え方である。職員の配置についても同様に、職場実態の把握に努めつつ、県政運営指針に沿って適正な配置及び管理に努めていくという考え方である。

県職労の要求の内容	行政管理課長の主な回答等
<p>3 技能職の職のあり方に関しては、公共サービスの維持向上の観点から、行政職を含めて誰が担うか再考するとともに、現場の意見を尊重すること。</p> <p>5 公務におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場における男女平等の推進に向けた具体策を講じること。また、仕事と生活の両立支援を促進するための取り組みを強化すること。</p> <p>6 全庁的な時間外勤務の縮減に向けた具体策を講じるとともに、上限規制や他律的部署の指定および特例業務の考え方に関して、見直しを含めた労使協議に応じること。</p>	<p>3について</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能職については、退職不補充としており、今後、退職に合わせて業務を見直す過程で、当面、知事部局においては、試験研究機関における植物栽培や動物飼育、土木事務所の道路整備の職が残るものと考えている。 それぞれの職や技能職が担う業務の在り方について、引き続き、意見は聞きたいと考えている。 <p>5について</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事については、今後とも適材適所の考え方のもと、適切かつ公平な取扱いに努めていきたいと考えている。 仕事と生活の両立支援の促進については、高知県職員子育てサポートプランに基づき、引き続き取り組んでいく。 <p>6について</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務等については、平成24年4月に発出した副知事通知に基づいて、全庁的に取組を進めている。 平成25年度からは、所属全体での意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしている。 さらに、平成28年度からは「職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取組について」（副知事通知）に基づいて、業務運営の改善はもとより、既存事業のスクラップなどの事務事業の見直しや、外部委託の推進などに取り組むとともに、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組を進めている。 令和元年度からは、時間外勤務の上限が設けられたことを踏まえ、所属での業務及び事務分担の見直しや、協力体制の構築等、業務の平準化を図りながら、職員の健康管理に留意しつつ、適切な業務管理及び勤務時間管理を徹底している。

県職労の要求の内容	行政管理課長の主な回答等
	<ul style="list-style-type: none">• また、デジタル化による事務の効率化を更に進めていきたい。• こうした取組を通じて、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につなげていきたい。• 時間外勤務の上限の設定、他律的部署の指定及び特例業務の運用については、制度の趣旨に沿って適切に対応をしていきたいと考えており、引き続き、意見は聞きたいと考えている。

2 当局の文書回答

(1) 文書回答（令和5年6月13日）

人員確保等に関する要求書に対する回答について

(2) 回答書（全文）

人員確保等に関する要求書に対する回答について

令和5年5月30日付けで提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。
記

1、2、4について

欠員は、基本的には、補充するとの従来の考え方に変更はありません。

しかしながら、事情により補充ができず、結果として会計年度任用職員で対応せざるを得ない場合もあります。

技能職員の職場にあっては、その職場での見直しが可能の場合を除いて、会計年度任用職員による対応を行い、一定の時期には改めて検討を行う考えです。

また、職員の採用に当たっては、業務運営に支障のない配置を行うことを基本とする中で、必要に応じて採用するという考えです。

職員の配置についても同様に、職場実態の把握に努めつつ、県政運営指針に沿って適正な配置及び管理に努めていくという考えです。

3について

技能職については、退職不補充としており、今後、退職に合わせて業務を見直す過程で、当面、知事部局においては、試験研究機関における植物栽培や動物飼育、土木事務所の道路整備の職が残るものと考えています。

それぞれの職や技能職が担う業務の在り方について、引き続き、ご意見はお聞きしたいと考えています。

5について

人事については、今後とも適材適所の考え方のもと、適切かつ公平な取扱いに努めていきたいと考えています。

また、仕事と生活の両立支援の促進については、高知県職員子育てサポートプランに基づき、引き続き取り組んでいきます。

6について

時間外勤務等については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」（副知事通知）に基づいて、全庁的に取組を進めているところです。

また、平成25年度からは、所属全体での意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

さらに、平成28年度からは「職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取組について」（副知事通知）に基づいて、業務運営の改善はもとより、既存事業のスクラップなどの事務事業の見直しや、外部委託の推進などに取り組むとともに、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組を進めているところです。

令和元年度からは、時間外勤務の上限が設けられたことを踏まえ、所属での業務及び事務分担の見直しや、協力体制の構築等、業務の平準化を図りながら、職員の健康管理に留意しつつ、適切な業務管理及び勤務時間管理を徹底しているところです。

また、デジタル化による事務の効率化を更に進めていきたいと考えています。

こうした取組を通じて、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。

時間外勤務の上限の設定、他律的部署の指定及び特例業務の運用については、制度の趣旨に沿って適切に対応をしていきたいと考えており、引き続き、ご意見はお聞きしたいと考えています。

3 県職労からの要求

(1) 要求書提出

2023年度人員確保等に関する要求書（令和5年5月30日）

(2) 要求書（全文）

2023年度人員確保等に関する要求書

日頃より、民主的な地方自治確立と住民福祉・サービスの向上にご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されることとなり、県経済の回復をめざした様々な施策が動き始めています。一方、この3年余り、保健職場を中心に過酷な労働環境下で多くの職員が感染防止対策に奔走しました。顕在化した医療・保健・福祉体制の脆弱性を克服し、県民の命とくらしを守る県政を実現することが、コロナ禍最大の教訓だと考えます。

そういった情勢のもと、職員定数に関しては増員基調を維持していますが、今後、社会活動の回復やそれに伴う事業量の増、県政需要の多様化・複雑化に対応するためのさらなる体制強化は喫緊の課題です。

県全体の時間外労働は高止まりの状況であり、恒常的に夜遅くまで勤務せざるを得ない職場は相変わらず存在しています。多忙極める職場環境のもとで、健康を害する職員も少なくありません。職場環境を改善するためには、何よりマンパワーの確保が必要だと考えます。

そこで、次のとおり要求書を提出しますので、貴職の誠意ある回答を求めます。

なお、回答については、6月13日（火）までに文書で行われますよう申し添えます。

記

1. 年度当初及び年度途中の欠員は速やかに補充し、欠員を生じさせないための対策や、産休・育休・病休等、長期休職者の代替要員確保に向けた具体策を講じること。
また、2024年度の新規採用職員数及び再任用職員数については、退職者の完全補充はもとより、県民福祉の向上や労働条件改善の観点から十分考慮し、決定すること。
2. 有資格者の採用を計画的に行うとともに、専門性や継続性、経験を必要とする業務に対して適材適所の人員配置を行うこと。また、その配置にあたっては、本人希望を尊重すること。
3. 技能職の職のあり方に関しては、公共サービスの維持向上の観点から、行政職を含めて誰が担うか再考するとともに、現場の意見を尊重すること。
4. 年度当初に予定していなかった事業が発生する場合は、県職労及び分会に対して事前協議を行うとともに、業務量に見合った定数を確保すること。また、不要不急の既存事業の廃止および見直しを大胆に行うこと。
5. 公務におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場における男女平等の推進に向けた具体策を講じること。また、仕事と生活の両立支援を促進するための取り組みを強化すること。
6. 全庁的な時間外勤務の縮減に向けた具体策を講じるとともに、上限規制や他律的部署の指定および特例業務の考え方に関して、見直しを含めた労使協議に応じること。
7. 別途提出する個別課題について、改善を図ること。